

文教委員会資料

1 請願の審査

- (1) 請願第11号 国の保育士配置の加算にあたって、自治体の独自施策を維持して
保育現場の状況を改善することを求める請願

資料 国の保育士配置の加算にあたって、自治体の独自施策を維持して保育現場の状況を改善することを求める請願について

こども未来局

(令和6年1月25日)

請願第11号 国の保育士配置の加算にあたって、自治体の独自施策を維持して保育現場の状況を改善することを求める請願

1 国の動向について

○こども未来戦略方針（令和5年6月）

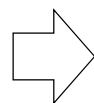
- ・保育士の職員配置基準について、1歳児を6対1から5対1へ、4・5歳児を30対1から25対1へと改善する方向性を提示

○令和6年度保育関係予算案（令和5年12月）

- ・3歳児…20対1から15対1に改善
⇒現行制度下では15対1に改善した場合に運営費を加算
- ・4・5歳児…30対1から25対1に改善
⇒配置改善した場合に対応する運営費の加算を創設（金額等は未定）
- ・1歳児…令和7年度以降に、「保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める」という方針を提示

【現行】

歳児	配置基準	加算
0歳児	乳児3人につき1人	
1・2歳児	幼児6人につき1人	
3歳児	幼児20人につき1人	「15人につき1人」に配置改善した場合に別途加算あり (3歳児配置改善加算)
4・5歳児	幼児30人につき1人	



【改正後】

歳児	配置基準	加算
0歳児	乳児3人につき1人	
1・2歳児	幼児6人につき1人	
3歳児	幼児15人につき1人	当分の間は、3歳児配置改善加算を継続
4・5歳児	幼児25人につき1人	当分の間は、配置改善加算（4・5歳児配置改善加算）あり【注】

【注】ただし、チーム保育推進加算等を取得している施設は、25対1以上の配置が実現可能となっているため、引き続き、当該加算のみを適用

- ※ 職員配置基準の見直し後でも経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。
- ※ 保育士の職員配置基準は、児童福祉法に基づき内閣府令で定める基準（『児童福祉施設の設備及び運営に関する基準』）に示されており、国は同基準の改正に関するパブリックコメントを実施中（募集期間は令和5年12月28日～令和6年1月26日）

請願第11号 国の保育士配置の加算にあたって、自治体の独自施策を維持して保育現場の状況を改善することを求める請願

2 川崎市の現状について

○国が定める職員配置基準に加えて、市加配保育士（休憩休息保育士、年休代替保育士）を配置することを努力義務とし、配置した場合には市独自の加算を支給

		配置人数	給付額
国基準	年齢別配置基準 (条例保育士)	0歳児 : 3対1 ⇒ 3対1 1・2歳児 : 6対1 ⇒ 6対1 3歳児 : 20対1 ⇒ 15対1 (改正予定) 4・5歳児 : 30対1 ⇒ 25対1 (改正予定)	公定価格の基本分単価を支給 - 定員区分や年齢区分に応じた基本分単価に年齢区分毎の利用児童数を乗じて運営費として支給
	その他国基準	以下の各要件につき1人を配置(最大4人) ・定員90人以下の場合 ・標準時間認定児を受け入れる場合 ・主任保育士を専任化する場合 ・専任の保育士を増員し、チーム保育体制を整備する場合	- 3歳児に対する職員配置を15対1にする場合、3歳児1人当たり以下の月額単価を加算支給 《3歳児配置改善加算》 7,650円 + (70円 × 加算率) ⇒ 約9千円
市加算	休憩休息保育士	条例保育士4人に1人まで配置可能	《月額1人当たり単価》 142,100円 + (6,600円 × 加算率) ⇒ 約25万円 《支給月数》 給与分12か月 + 賞与分(対象者のみ)4.45か月
	年休代替保育士	条例保育士、その他国基準保育士、休憩休息保育士まで配置した上で、1施設につき1人まで配置可能	

※ 市内施設における市加配保育士充足率は、休憩休息保育士約90%、年休代替保育士約74% (令和5年12月1日時点)

3 請願に対する考え方について

○今回の国基準見直しに伴い考えられる影響

- ⇒国の職員配置基準の見直しは、国基準として配置すべき保育士の人数を増加させるため、現行の市加配保育士のルールを継続すると、国基準の保育士と市加配保育士を合わせた必要保育士の総数は増加する。この場合、職員の労働環境や児童の処遇向上が図られ、運営費も増額となるが、一方で、保育士確保が困難な状況において、新たな保育士を確保するための事業者の負担は増大する。
- ⇒ただし、令和6年度に関しては、職員配置に与える影響が大きい（園児1人あたりの保育士配置数が多い）低年齢児の配置基準は変更されずに、影響の小さい4・5歳児のみの配置基準の見直しとなるため、当該見直しに伴う影響は限定的である（国基準の必要保育士数が増加する施設は全体の1割弱程度となる見込み）。
- ⇒また、国は、現時点では令和6年度に新設予定の4・5歳児配置改善加算の加算単価を示しておらず、今回の4・5歳児の職員配置基準の見直しが施設の運営費に与える影響についても不透明な状況である。

○本市の対応についての考え方

- ⇒本市としては、国基準を超えて必要となる職員配置に対して従来から市加算額を支給してきたが、国の職員配置基準の見直しによって、市加配保育士まで配置した施設の現行の職員体制が維持されるのであれば、保育士確保に伴う負担を施設や事業者に課してまで、更に追加で職員配置を求める必要性は薄いものと考えている。
- ⇒そのため、令和6年度については、基準見直しが施設の職員配置に与える影響が限定的であることから、市の現行制度を維持するものとする。
- ⇒なお、今後1歳児の配置基準見直しが行われる際には、市独自の加算制度について、各施設における保育の質の維持や、保育士確保に係る事業者の負担等、国基準見直しに伴う影響や課題を総合的に勘案しつつ、他都市の動向等も踏まえながら、慎重に対応を検討していくものとする。